

CA が元気に働き続けられる職場をめざして

ジャパンキャビンクルーユニオン (JCU) → CA が長く働き続けられるよう応援し、活動している「一人でも加入できるユニオン」です。

ANA との団体交渉をめぐり、東京都労働委員会（都労委）につづいて中央労働委員会（中労委）でも調査がはじまりました。

ANA に出された命令とは? → 2024 年 9 月、都労委は JCU に対する ANA の不誠実団交を認め、**誠実に交渉するよう命令** しました。

これに対し ANA は? → この命令を不服とし、中労委に再審査を申し立てました。（CA の休憩の現状は「違法ではない」と主張! ?）

JCU の考えは? → 労基法施行規則 32 条 2 項に沿って「**みなし休憩**」（勤務時間内で休める時間）が必要と主張。

この他、**6 連続勤務**をはじめとする**勤務改善が必要**だと考えています。



	A N A	J A L
6 日連続勤務	あり	なし（4-2-4-2 パターンが基本）
4 ラン	あり	なし（3 ランまで）
アジア路線の Y クラスのミール	チョイスサービス	単一ミール（以前はチョイスだったが、CA が休憩を取れるよう単一に改善）
国内線での休憩（みなし休憩*）の必要性について	「便間のステイタイムが休憩にあたる時間」 「法違反していない為、問題ない」	「国内線でも休憩を取りましょう」と FRM 教育の中で啓発を行っている

*「休憩時間」とは完全に自由になる時間です。これが無理な場合は、休憩に代わる「みなし休憩」
＝『勤務時間内であるが、仕事をしないで休める時間』が必要とされています。（労基法施行規則 32 条 2 項）

健康問題やパワハラなど、ご相談いつでも受け付けます



ジャパンキャビンクルーユニオン (JCU) 大田区羽田 5-11-4 ☎03-3742-3251

2024年12月